

カメリア・パルの会規約

(名称)

第1条 この会は、カメリア・パルの会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を野々市市情報交流館（以下「カメリア」という。）に置く。

(目的)

第3条 本会は、カメリアの事業内容を支援するボランティア活動を目的とする。

2 前項の「ボランティア活動」の定義については、別に定める。

(事業)

第4条 本会はその目的を達成するため、公益財団法人野々市市情報文化振興財団（以下、「財団」という。）と協議しつつ、事業を行う。

(会員)

第5条 会員は本会の目的に賛同する個人及び団体によって構成される。会員は次の各号のとおりとし、入退会手続き等については別に定める。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人で理事会の承認を得たもの。（野々市市内に在住、あるいは野々市市内の事業所に勤務・通学する者及び隣接市に在住する個人）
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同する団体（法人などを含む）で、理事会の承認を得たもの。
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人並びに団体で、理事会の承認を得たもの。
- (4) 特別会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人並びに団体で、理事会の承認を得たもの。

2 正会員は次のことができる。

- (1) 本会の各種活動及び行事に参加・参画すること。
- (2) 本会の役員を選出し、または役員に選出されること。
- (3) 総会に出席し、議決権を行使すること。

3 団体会員、賛助会員及び特別会員は、前項第2号及び第3号の議決権の行使については、できないものとする。

(会費)

第6条 会員は、それぞれ年会費として、当該する各号に掲げる額を前納しなければならない。ただし、入会月が10月～翌年3月の場合の会費は、半額とする。なお、当該年度末までに会費を納付しない者は会員資格を失う。

- (1) 正会員 1,000円（18歳未満の青少年及び学生は免除）
- (2) 団体会員 3,000円
- (3) 賛助会員 一口 1,000円（口数は任意）
- (4) 特別会員 免除（賛助会員と同様に賛助会費を任意に納めることができる）

(役員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務会計 1名
- (6) 監事 2名

2 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 理事は正会員の中から選挙によって決める。選挙の方法については別に定める。
- (2) 会長及び副会長は理事の互選により決める。
- (3) 事務局長は財団のディレクターが務める。
- (4) 事務会計及び監事は理事会の推薦に基づき、理事以外の正会員の中から総会において選出する。
- (5) 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、欠員が生じた場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- (6) 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故のある時は、副会長がこれを務める。
- (7) 事務局長は事務局の会務を行う。
- (8) 事務会計は、会費及び事業遂行上の収入、支出など、金銭の出入り全般を管理するとともに、事務局長の事務を補佐する。
- (9) 監事は会計及び会務の執行を監査する。

(理事会)

第8条 理事会は会長、副会長、理事、事務局長によって構成され、会長が招集し、議長を務める。会長は議長を出席理事に委任することができる。

- 2 理事会は理事の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛同によって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 議決権の行使は、前もって提出された書面をもって他の出席理事に委任することができる。
- 4 前項における委任は出席とみなす。

(部会)

第9条 本会に、部会を置くことができるものとし、部会の設置及び廃止は理事会の承認を必要とする。

(総会)

第10条 総会は本会の最高議決機関であり、会長は毎年一回これを招集する。

- 2 理事会が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上の要求があるときは、臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は予算、事業計画、決算、事業報告、その他本会の運営に関する重要事項について議決する。
- 4 総会の議長は、総会に先立ち出席正会員の中から会長が指名する。

- 5 議決権の行使は、書面又は電磁的記録をもって他の出席正会員に委任することができる。
- 6 前項による委任は出席とみなす。
- 7 総会は、正会員の2分の1の出席をもって成立し、議事は、出席正会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録)

第11条 総会、理事会では、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が、署名押印の上これを保存する。

(事業及び会計年度)

第12条 事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(印鑑及び書類等の保存)

第13条 本会の会長又は事務局長は、次の印鑑及び書類を不正に使用されないように、十分に配慮して保管しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会長印
- (3) 会員名簿
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 総会及び理事会の議事録
- (6) その他の重要な書類

(個人情報の保護)

第14条 本会が取得する会員及び事業の参加者の個人情報については、その目的外使用や外部への漏洩のないように、十分に注意して取り扱うものとする。

(保険への加入)

第15条 会員は、会の活動を円滑に行えるように、ボランティア活動保険に加入しなければならない。加入手続き等については別に定める。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更するときは、総会出席正会員の過半数の賛成を必要とし財団の承認を得る必要がある。

(付則)

この規約は、平成17年9月9日から施行する。
この規約は、平成19年5月26日から施行する。
この規約は、平成24年5月26日から施行する。

(内 部 規 定)

入退会手続き等の内部規定

(入 会)

随時入会申し込み書にて受付ける。

団体会員、賛助会員、特別会員の別なく、全て理事会で審査する。

(退 会)

随時、事務局にて受付ける。

会費の返還はしない。

会の目的に反する行為があった場合、理事会の決定で退会処分を行う。

選挙の方法についての内部規定

- ① 選挙管理委員会の設置（理事会が委員長及び委員の計2名を推薦）
 - ② 選挙の告示（日程、定員、選挙方法など）
 - ③ 立候補の受付
 - ④ 候補者の告示
 - ⑤ 投票
- ※ 立候補者がいない場合は、理事会の推薦により候補者を選出する。
- ※ 第1期役員選挙の選挙管理委員会は、発起人で構成する。

事務局に必要な事項についての内部規定

- ① 構成（事務局長、事務会計）
- ② 専決事項
 - ・ 会長の日常業務の範囲で軽微な事項。
 - ・ その他の事項は会長または理事会の判断を仰ぐこととする
- ③ 出納・会計管理
 - ・ 予算に従ったもの

保険への加入手続き等についての内部規定

- ① ボランティア活動保険金 所定の額を各自負担する。
- ② 既に別の活動で登録されている場合は、改めての加入は不要である。

ボランティア活動についての内部規定

- ① 本会における「ボランティア活動」とは、会員自らの情報技能の向上活動及び情報技術（IT）を活用した営利を目的としない地域住民などへの支援活動や交流活動を指すものとする。
- ② 「営利を目的としない」とは、無償の活動という意味ではなく、事業実施のために必要な最小限の有償の活動も含むものとする。

活動収益についての内部規定

- ① 部会活動などにおいて得た収益については、その一部は本会の運営費に充てることとする。

役員任期についての内部規定

役員任期は空白期間の無きよう、新役員を選出した総会から2年後の総会までとする。